

○小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

昭和47年6月1日水道部管理規程第2号

改正

昭和60年4月1日水管規程第4号

平成15年4月1日水管規程第2号

平成16年4月1日水管規程第3号

小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市の水道を給水する貯水槽水道において、水道メーターが設けられた場合における使用水量の計量（以下「計量」という。）及び水道料金の算定（以下「料金算定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「子メーター」とは、貯水槽水道において設けられた水道メーターをいう。

(計量及び料金算定の特例)

第3条 小田原市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、貯水槽水道の所有者又は使用者の代表者（以下「所有者等」という。）が、管理者が貸与する子メーターを指定の位置に所有者等の負担で設置し、維持管理する場合には、子メーターによる計量を行い、当該メーターの用途に応じた料金算定をすることができる。

(申請の手続)

第4条 所有者等は、前条の規定により子メーターによる計量及び料金算定（以下「子メーターによる計量等」という。）を希望する場合は、子メーターによる計量等申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 居住者名簿（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 設計図書

(決定通知)

第5条 管理者は、前条の申請があった場合は、子メーターによる計量等について必要な調査を行い、その適否を決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(子メーターによる計量等の条件)

第6条 管理者は、子メーターによる計量等を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 所有者等は、給水装置に付帯する水道メーターにより計量された使用水量が、各子メーターにより計量された使用水量の合計量を超える場合は、その超えた使用水量の水道料金を管理者に支払うこと。

(2) 水道料金は、原則として口座振替の方法により納入すること。

(所有者等の代理人)

第7条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貯水槽水道を利用する者のうちから代理人1人を選任し、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 所有者等が小田原市内に住所を有しないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

2 前項の代理人は、この規程に規定する所有者等の義務について所有者等と連帯してその責めに任ずるものとする。

3 管理者は、第1項の代理人を不相当と認める場合は、変更を命ずることができる。

(届出の義務)

第8条 所有者等又は代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 所有者等又は代理人に変更があったとき。

(2) 所有者等又は代理人が氏名又は住所を変更したとき。

(3) 貯水槽以下の給水設備の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。

(4) 貯水槽以下の装置の用途を変更するとき。

(5) 貯水槽以下の1の給水設備について料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。

(子メーターによる計量等の取りやめ)

第9条 管理者は、所有者等がこの規程に違反し、勧告してもなお義務の履行がなされる見込みのない場合は、子メーターによる計量等を取りやめることができる。

(子メーターによる計量等の取りやめの通知)

第10条 管理者は、前条の規定により子メーターによる計量等を取りやめた場合は、文書により所有者等に通知するものとする。

附 則

1 この規程は、公表の日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、現に高層建築物で受水槽以下の給水装置に係る戸別検針等について一般住宅と同様の取扱いをしている場合は、既設の水道メーターの耐用年数が経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和60年4月1日水管規程第4号）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に戸別検針及び戸別徴収の業務の委託を受け、その耐用年数が経過していない受水槽以下の給水装置に付帯する水道メーターについては、その耐用年数が経過する日が到来するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日水管規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）